

「第10回電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会」 議事録（案）

日 時：平成25年11月25日（月） 15：00～17：00

場 所：全国町村議員会館 2階会議室

出席委員：

大崎委員長、淡路谷委員、五野委員、大木委員、大河内委員、
本多代理（岸本委員）、小島委員、近藤委員、澁江委員、泥委員、
長岡委員、古川委員、前田委員、松野委員、山田委員

【1】開会

【2】会議成立の確認

2名の委員が欠席であったが、過半数の出席であったことから、会は成立している旨を報告。

【3】新任委員の紹介

退任された中谷委員（電池工業会）、森委員（日本電気協会）に代わって就任された淡路谷委員（電池工業会）、古川委員（日本電気協会）の紹介及び挨拶があった。

【4】配付資料確認

事務局から配付資料の確認があった。

【5】製品安全課長挨拶

電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会は電気用品安全法の抱える課題について平成21年から検討していただいております。平成25年7月1日に性能規定化された改正技術基準省令が公布、平成26年1月1日に施行され、一つの節目を迎えました。今後、JIS等の公的な規格を整合規格として整備されていくこととなりますが、国として整合規格を確認していく上で産業構造審議会製品安全小委員会の下に整合規格検討WGの設置を予定しています。今年度以降、大括り化についても進めていくので、関係者のご協力をよろしくお願いいたします。

【6】前回議事録の確認

議事録（案）は、委員において事前に電子メールにて御確認頂いていることから、通読は省略。当該議事録（案）に対し委員からコメントはなく、議事録として了承された。

【7】議題：将来的な電気用品安全法に基づく技術基準等体系の在り方について

① 電気用品安全法技術基準体系等見直しに関する平成25年度活動計画及び検討状況の概要（案）について

資料10-2に基づき、検討作業幹事会の長岡主査から説明があった。

その後以下の質疑応答があった。

○大崎委員長

2.1.(2)ロット検査の提案についての改正案骨子は今年度中に策定するのか。

○中津川分科会長

ロット検査の改正案骨子は今年度中に策定したいと考えている。また、その他の追加項目の有無を確認する。

② 電気用品安全法法令業務実施ガイドの改訂について

資料10-3および別添資料（ガイド）に基づき政省令・制度運用検討分科会の中津川分科会長及びガイドWGの石井主査から説明があった。

その後以下の質疑応答があった

○大崎委員長

ガイドに図1を追加しているが、図中で全体を示している電気機器は、この様な文言で良いのか。

○石井主査

電子機器も含まれているので検討する。

○古川委員

現在の電気用品457品目はLEDも含まれているのか。いつから457品目になったのか記載しなくてよいか。

○石井主査

LEDも含まれており、ガイド発行予定の平成26年1月1日に定められている品目数が457品目である。

○大崎委員長

まえがきは初版と第2版共に掲載すれば経緯がわかりやすいなど連続性が必要ではないか。

○製品安全課

性能規定化の改正が行われたことから適切なまえがきに差し換えた。

③ 「将来的な技術基準体系階層化における整合規格の整備について」改訂3版（案）について

資料10-4および別添資料（改訂3版）に基づき技術基準性能規定化分科会の住谷分科会長から説明があった。

その後以下の質疑応答があった。

○古川委員

提案者のミッションは何か。

○住谷分科会長

提案者は整合規格の維持・管理と提案がミッションとなる。

○古川委員

採用された整合規格が古くなり提案者が維持できない場合、電気用品安全法独自と同様に国が通達して発行することも有り得るのか。

○住谷分科会長

どうしてもできない場合は国が通達して発行することも有り得る。廃止する場合は規格によって異なる。

○澁江委員

改訂3版7ページの『d. 廃止すべき旧整合規格の猶予期間』には、別表第十二に含まれる規格と考えるが、別表第一から第十一も含めるのか。

○住谷分科会長

別表第十二のみの整合規格であり、別表第一から別表第十一は含まれない。

○大崎委員長

改訂3版図1のJ規格はいままでのJ規格と同じ位置付けか。今後の整合規格にはJ番号が付いていくのか。

○住谷分科会長

J番号が付いている規格をJ規格としている。別表第十二ではJ番号が付される。

○近藤委員

提案者以外の者が整合規格を改訂できるのか。

○住谷分科会長

JISのルールに従うことになると考えられる。

【8】その他

事務局から以下のとおり次回の予定につき説明があった。

○事務局

今回は平成26年3月5日（水）14:00～東京23区内での開催を予定している。

【9】閉会

以上